観音寺市地域避難施設認定要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の７第１項の規定

により市長が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）とは別に、市民が自主的

に開設し、運営する避難施設を地域避難施設として認定し、当該地域避難施設に対する

支援を行うことにより、同法第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が

発生し、又は発生するおそれがある場合に、市民が自主的に避難する場所を確保するこ

とを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

(１)　地域避難施設　市民が自主的に開設し、運営する避難施設として第６条の基準を

満たし、認定を受けた避難施設をいう。

　(２)　自主防災組織等　観音寺市自主防災組織資機材整備助成要綱（平成18年観音寺市

　　告示第63号）第２条の規定に基づき結成の届出をし、承認された自主防災組織及び観

音寺市自治会活動補助金交付要綱（令和２年観音寺市告示第52号）第２条に規定する

自治会をいう。

　(３)　集会所　自治会が自治会活動その他の用に供するために自ら設置する施設をいう。

　(４)　新耐震基準　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に基づく耐震基準で、

昭和56年６月１日以後の建築確認等において適用されている基準をいう。

　（対象施設）

第３条　地域避難施設とすることができる施設は、次の各号に掲げる施設（以下「集会施

設等」という。）であって、避難する市民が災害から身を守ることができる立地、構造

等を有するものとする。ただし、公共施設及び住家を除くものとする。

(１)　自治会が所有する集会所

(２)　アパート、マンションの共用部分

(３)　その他市長が認めた施設

２　複数の集会施設等を地域避難施設と認定する場合において、自主防災組織等の活動地

域内の集会施設等は一つの地域避難施設とみなす。

　（対象とする避難者の基準）

第４条　地域避難施設へ避難する対象者は、指定避難所までの避難が困難な要配慮者を基

　準とする。ただし、災害の規模等により、当該要配慮者以外の者が避難してきた場合

は、可能な限りこれに協力するものとする。

（地域避難施設を設置できる対象者）

第５条　地域避難施設を設置できる対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとす

る。

　(１)　地域避難施設を自主的に開設及び運営し、その状況等について観音寺市に報告で

き、地域避難施設開設・運営マニュアルに基づき運営できる体制が整っている自主防

災組織等。ただし、活動地域内に指定避難所又は指定緊急避難場所が所在しない自主防災組織等に限る。

　(２)　その他市長が認めたもの

　（認定基準）

第６条　地域避難施設として認定できる施設は、次に掲げる要件の全てを満たす施設とす

る。

　(１)　備蓄物資を保管できるスペースがあること。

　(２)　有効避難面積が30㎡（16畳）以上確保できること。

２　地域避難施設の認定基準（風水害の場合）は、前項に掲げる要件を全て満たし、か

つ、次に掲げる要件を全て満たす施設とする。

　(１)　土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域に該当しないこと。

　(２)　河川の洪水氾濫想定区域（想定最大規模）に該当しないこと。ただし、浸水深よ

り高い位置に避難する施設を有している場合は、この限りではない。

　(３)　家屋倒壊等氾濫想定区域に該当しないこと。

３　地域避難施設の認定基準（地震の場合）は、第１項に掲げる要件を全て満たし、か

つ、次に掲げる要件を全て満たす施設とする。

　(１)　新耐震基準により建築又は改修されていること。

　(２)　津波での浸水が0.5メートル以下又は0.5メートル以上２メートル未満で鉄筋コン

クリート構造等であること。

　(３)　家具等の転倒のおそれがないこと。

　（認定の申請）

第７条　地域避難施設の認定を受けようとする自主防災組織等（以下「申請者」という。

）は、観音寺市地域避難施設認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市

長に申請しなければならない。

(１)　地域避難施設認定申請時チェックリスト（様式第１号別紙１）

(２)　地域避難施設開設・運営マニュアル

(３)　新耐震基準により建築又は改修されたことが分かる書類（地震における地域避難

施設の認定を受ける場合）

(４)　共有団体名簿（様式第１号別紙２）（地域避難施設の認定を受けようとする集会

所を他の自主防災組織等と共有している場合）

(５)　同意書（様式第１号別紙３）（集合施設等の所有者と申請者が異なる場合）

２　前項の規定による申請にあたり、複数の自主防災組織等が連名で申請する場合を除

き、同一の集会施設等を地域避難施設とすることはできないものとする。

　（認定の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、認定

することを決定したときは、観音寺市地域避難施設認定決定通知書（様式第２号。以下

「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、不認定と

することを決定したときは、観音寺市地域避難施設不認定通知書（様式第３号）により

申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の決定通知書を申請者に通知するに当たり、必要な条件を付すことが

できる。

　（決定通知書の掲示）

第９条　前条第１項の規定による決定通知を受けた申請者（以下「認定者」という。）は、

決定通知書を認定された地域避難施設に掲示するものとする。

（備蓄物品の貸与及び供与）

第10条　市長は、第８条第１項の規定により地域避難施設の認定をしたときは、当該地域

避難施設に対し、次に掲げる物品を貸与又は供与するものとする。

(１)　防災行政無線防災ラジオの貸与　観音寺市防災行政無線防災ラジオ等貸与要綱（

平成28年観音寺市告示第66号）の規定に基づき申請等を行うものとする。

　(２)　食料の供与　収容可能人数ごとに３食（１日分）を基準とし、90食を上限とす

る。

　(３)　飲料水の供与　収容可能人数ごとに３リットル（１日分）を基準とし、90リット

ルを上限とする。

　(４)　携帯トイレの供与　収容可能人数ごとに15枚（３日分）を基準とし、450枚を上

限とする。

２　供与した物品（携帯トイレを除く。）の更新は、消費期限の１年前とし、認定者の申

請により、市が負担するものとする。

　（開設、運営及び費用負担）

第11条　地域避難施設は、指定避難所の開設の有無にかかわらず、地域避難施設を開設す

ることができる。

２　前項の開設及び運営に係る経費は、認定者の負担とする。

３　市長は、地域避難施設が開設された場合は、指定避難所を通じ、当該地域避難施設へ

の避難者に対し、必要に応じて救援物資を供与するものとする。

　（認定事項の変更等）

第12条　認定者は、第８条第１項の規定により認定を受けた事項に変更が生じたときは、

　速やかに市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の届出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたとき

は、観音寺市地域避難施設認定事項変更承認通知書（様式第４号。以下「変更承認通知

書」という。）により認定者に通知するものとする。

３　前項の規定による変更承認通知を受けた認定者は、変更承認通知書を地域避難施設に

掲示するものとする。

　（廃止の届出）

第13条　認定者は、地域避難施設を廃止しようとするときは、観音寺市地域避難施設廃止

届出書（様式第５号）により市長に届け出なければならない。

（認定の取消）

第14条　市長は、地域避難施設又は認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、観音

寺市地域避難施設認定取消通知書（様式第６号）により当該地域避難施設の認定を取り消すことができる。

(１)　地域避難施設

　ア　第６条に規定する認定基準に適合しなくなったと認められるとき。

　イ　その他市長が不適当と認めたとき。

(２)　認定者

　ア　前条の規定により廃止の届出があったとき。

　イ　虚偽その他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。

　ウ　その他市長が不適当と認めたとき。

（研修、訓練等）

第15条　認定者は、地域避難施設を利用すると想定される地域住民に対して、研修、訓練

等を実施し、地域避難施設の利用に関する理解を深めるよう努めるものとする。

２　認定者は、観音寺市防災訓練等実施成果報告書（様式第７号。以下「報告書」とい

う。）により、研修、訓練等の実施成果を市長に提出するものとする。ただし、観音寺

市自主防災組織活性化事業補助金交付要綱（平成25年観音寺市告示第21号）に基づき、

防災訓練事業の補助金を申請する場合は、報告書の提出を省略することができる。

（事故等の損害賠償）

第16条　地域避難施設の開設及び運営に伴い、事故等により当該地域避難施設、認定者及

び避難者に生じた損害については、市は責任を負わないものとする。

　（その他）

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年６月１日から施行する。